

## 遊休農地などの固定資産税

遊休農地などに対する課税の強化・軽減について新たに制度が追加されました。

### ▶遊休農地とは

- 現に耕作の目的に供されず、また引き続き耕作の目的に供しないと見込まれる農地
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

### ▶課税の強化

**対象農地** 農業振興地域内の遊休農地で、農地法に基づき農業委員会が、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農地

※勧告が行われるのは、事前の意向調査で農地中間管理機構への貸し付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど遊休農地を放置している場合に限定されます。

**強化内容** 固定資産税の評価額が約1.8倍になることに伴い、税額も上昇

### ▶課税の軽減

**対象者** 所有する農業振興地域内の全農地(10a未満の自作地を除く)を、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた人

**軽減内容** 新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地にかかる固定資産税を次の期間、2分の1に軽減

- 15年以上の期間で貸し付けた場合…5年間
- 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合…3年間

※農地の調査や勧告については農業委員会事務局(☎229-3176)、農地中間管理機構の制度については農林水産政策課(☎229-3172)までお問い合わせください。



## 固定資産の登記名義人などが死亡または消滅しているときは？

固定資産の登記名義人などが賦課期日(1月1日)以前に死亡または消滅している場合、相続前または消滅前に売買・贈与などで登記名義人などから所有権を譲り受けた人がいないときは、登記名義人などの相続人が納税義務者になります。

なお、賦課期日以降に登記名義人などが死亡した場合は、その年度分に限り、相続人がその相続分に応じた納税義務を承継することになります。

### 相続人代表者指定届

相続人が2人以上いるときは、相続人全員が納税する義務を負いますが、被相続人に係る徴収金の賦課徴収と還付に関する書類を受領する代表者を指定することができます。代表者を決め、相続人代表者指定届を資産税課へ提出すると、代表者に、納税通知書などを送付します。

この届け出がないときは、相続人の中から市が任意に選出した代表者に納税通知書を送付する場合があります。まだ届け出をしていない場合は資産税課までご連絡ください。

※すでに相続登記をした人、年内に相続登記をする人は、届け出の必要はありません。

### 登記名義人と未登記家屋所有者の変更

遺産分割協議や遺言などにより、特定の相続人に所有権が移転した場合は、不動産登記簿の登記名義人を変更してください。登記名義人の変更には、所有権移転登記が必要ですので、詳しくは法務局(☎228-4191)にお問い合わせください。

事情により移転登記を行うことができない場合や未登記家屋の所有者を変更する場合は、遺産分割協議書などを添付の上、資産税課へ届け出てください。



問い合わせ 資産税課 土地担当 ☎229-3131  
 家屋担当 ☎229-3132 FAX 229-3331(共通)  
 久居分室 ☎255-8826 FAX 255-1998

